

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一六年六月二日法律第七六号)

一、提案理由(平成一六年三月三〇日・参議院法務委員会)

国務大臣(野沢太三君)

……………(略)……………

続いて、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法外百六十九の関係法律について、規定の整備を行うものであります。

以上がこれら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、参議院法務委員長報告(平成一六年四月七日)

山本保君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法その他の倒産処理手続関係法律、民法その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、倒産法制全体の見直しの理由と経緯、債務者の自由財産の拡大、労働債権と租税債権の優先順位、個人破産者の免責手続の改正等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(平成一六年五月二五日)

(破産法(平一六法七五)の委員長報告と一括して掲載)